

平成30年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第1日目）
総務文教分科会審査記録

1 日 時 平成30年3月1日（木） 午後1時01分

2 場 所 市役所 第一委員会室

3 議 題 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）
議第10号 平成30年度村上市一般会計予算

4 出席委員（9名）

1番	小 杉 武 仁 君	2番	木 村 貞 雄 君
3番	稻 葉 久美子 君	4番	大 滝 国 吉 君
5番	三 田 敏 秋 君	6番	佐 藤 重 陽 君
7番	河 村 幸 雄 君	8番	鈴 木 好 彦 君
9番	鈴 木 いせ子 君		

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

小 田 信 人 君	本 間 善 和 君	小 杉 和 也 君
竹 内 喜代嗣 君		

7 地方自治法第105条による出席者

なし

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聰 君
総 務 課 長	佐 藤 憲 昭 君
同 課 参 事	石 田 秀 一 君
同 課 人 事 管 理 室 長	田 村 富 夫 君
同 課 人 事 管 理 室 副 参 事	大 滝 誓 生 君
同 課 人 事 管 理 室 副 参 事	忠 康 博 君
同 課 総 務 ・ 危 機 管 理 室 副 参 事	五十嵐 博 君
財 政 課 長	田 邊 覚 君
同 課 契 約 檢 查 室 長	大 西 敏 君
同 課 財 務 係 長	長 谷 部 淳 君
同 課 管 財 係 長	須 貝 直 豊 君
政 策 推 進 課 長	山 田 和 浩 君
同 課 参 事	木 村 祐 二 君
同 課 企 画 政 策 室 長	東 海 林 豊 君
同 課 企 画 政 策 室 副 参 事	石 田 浩 二 君
同 課 企 画 政 策 室 係 長	林 奈 美 君
同 課 情 報 化 推 進 室 長	中 村 豊 昭 君
自 治 振 興 課 長	川 崎 光 一 君
同 課 自 治 振 興 室 長	前 川 龍 也 君
同 課 自 治 振 興 室 係 長	三 須 友 也 君

同課公共交通係副参事	細野 弘明 君
会計管理者会計課長	中村 るみ子 君
消防 防長	長研 一君
消防本部 次長	小島 邦広 君
消防本部 総務課長	倉松 淳志 君
選管・監査事務局長	佐藤 直人 君
監査委員事務局次長	鈴木 一良 君
選管事務局次長	菅原 明 君
荒川支所長	小川 剛 君
神林支所長	鈴木 芳晴 君
朝日支所長	岩沢 深雪 君
山北支所長	斎藤 一浩 君

10 議会事務局職員

局長	小林 政一
次長	大西 恵子

(午後1時01分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

分科会長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

日程第1 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）のうち総務文教分科会所管分についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君、政策推進課長 山田和浩君、自治振興課長 川崎光一君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第10款 地方交付税

（説明）

財政課長 お願いいたす。初めに、第10款、12P、13Pをお開きください。地方交付税の補正である。今回の補正予算の財源といたして、普通交付税909万5,000円と特別交付税1億円を計上するものである。

第14款 国庫支出金

（説明）

政策推進課長 その2つ下になる。14款国庫補助金の2項1目1節総務管理費補助金である。社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム整備のうち、一部のシステム改修分について国からの仕様の公表がおくれたことから、改修作業が年度中にできなくなったので、その分について減額するものである。

第15款 県支出金

(説明)

自治振興課長 同ページ、その下の15款2項1目総務費県補助金である。説明の1、生活交通確保対策運行補助金445万1,000円の減額であるが、県の補助金申請額が確定したことによる補正減である。補助対象となる運行系統、バス路線であるが、2本見込んでいたが、そのうち1本補助要件となる平均乗車密度2人以上5人未満を下回っていたため、減額となるものである。

第16款 財産収入

(説明)

財政課長 同ページ一番下、16款、それから次の14、15Pにかけてだが、財産収入である。今年度これまでの実績を計上している。説明欄だが、土地売払収入では土地売払17件分、不用物品売払収入では車両等の29件分を計上いたした。

第21款 市債

(説明)

財政課長 続いて、21款市債になる。地方債の2次要望及び国の補正予算に係る事業分の増額と事業費確定に伴う不要額の整理を行った。この分の減額計上である。以上だ。

歳入

第10款 地方交付税、第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第16款 財産収入、第21款 市債
(質疑)

木村 貞雄 ちょっと聞き落としたかもしれないけれども、地方交付税の関係なのだけれども、今回大雪のため除雪の関係なのか、1億円が補正になっているのだけれども、何か除雪のときの話で、前倒しで2億円だか幾らかだか入ってくるような話聞いたのだけれども、それは後からあれなのか。

財政課長 今回上げているのはその分でなくて、確かに2月26日に除排雪関係の特別交付税ということで前倒しで2億200万円入っているけれども、これはここには、この分とはまた別のものである。

木村 貞雄 終わる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第1款 議会費

(説明)

事務局長 それでは、歳出、16P、17Pをごらんください。1款議会費62万2,000円の増額補正だ。17Pの説明欄から1つ目が議員報酬等で、条例の一部改正により期末手当を0.05カ月分引き上げ、昨年12月1日にさかのぼり実施するものだ。2つ目は、事務局職員の人事費で、昨年の県の人事委員会勧告の人事給与等と同じく引き上げるものだ。以上だ。

第2款 総務費

(説 明)

総務 課長

その下、2款総務費、1項1目の一般管理費である。17Pの中ほどになるが、庁用車管理経費、燃料費25万4,000円の増であるが、これは燃料の高騰と使用量の増加に伴うものである。その下、2の特別職人件費であるが、今ほど議会報酬等のご説明にあったように、国の引き下げにより合わせるための0.05月分の期末手当の増額である。なお、これは議第26号でご説明申し上げてある。その下、一般管理費職員人件費であるが、これも新潟県人事委員会の勧告に基づく人件費の補正である。以上である。

自治振興課長

それでは、同ページ、2款1項6目企画費、19節負担金補助及び交付金、説明の1、生活交通確保対策事業経費の生活交通確保対策補助金2,592万2,000円の減額であるが、路線バスの運行経費が確定したことによる補正減である。この補助金は、市内17系統の路線バスの運行欠損額を補助するもので、減となった主な理由としては、原油価格が見込みより低かったことにより経費が減となったものである。

政策推進課長

その下、項番の2である。特別会計繰出金については、先ほどの特別会計の補正予算でも説明させていただいたとおり、埋設管路の工事を次年度に繰り越したため減額するものである。続いて、18P、19Pをお開き願う。2款1項12目電算管理費である。こちらについては、先ほどの歳入のほうが減額になったので、財源の更正を入れさせてもらったものである。

選管・監査事務局長

同じページの2款4項選挙費の選挙管理委員会事務局職員人件費であるが、こちらも県の人事委員会の勧告に基づく増額である。10万4,000円である。よろしくお願いいたします。

政策推進課長

その下、2款5項統計調査費である。こちらについても、先ほどまでお話しのあつたように、給与改定に伴う調整額である。

選管・監査事務局長

その一番下の2款6項だけれども、監査委員費、監査委員事務局の職員人件費であるが、こちらも県の人事委員会の勧告に基づく増額分である。よろしくお願いいたします。

第9款 消防費

(説 明)

消防 長

それでは、34、35Pをごらんいただきたいと思う。第9款消防費である。説明欄のほうで説明させていただくが、常備消防総務一般管理経費である。こちら消防事務負担金、粟島浦村の職員の人事異動に伴う改定分である。また、その下、常備消防職員人件費、こちらは人事院勧告に伴う改定分である。その下になるが、今度9款1項2目非常備消防費、こちらの消防防災職員人件費であるが、こちらも人事院勧告に伴う改定分である。以上である。

総務 課長

次のページ、36、37Pをお開きください。一番上、防災行政無線の管理経費である。これについては、防災行政無線の工事については、平成29年度、平成30年度2カ年の事業であって、このたび平成29年度分の請け差が1,526万2,000円ほどあった。加えて、年度工事割合の変更による減である。具体的には、まず戸別受信機の工事が平成29年度分を平成30年度分へ移行したこと、それからこの移行に伴って人件費等の工事単価がふえたことによるものであって、結果的には平成29年度がマイナスの3,888万7,000円となった次第である。以上である。

第13款 諸支出金

(説 明)

財政 課長 40、41Pになる。13款諸支出金になる。こちらのほう、41Pの説明欄ごらんください。普通財産土地取得経費で、土地購入費1,290万2,000円を追加するものである。先ほどの土地取得特別会計の補正予算でもご審査お願いした件であって、土地開発基金により先行していた土地について、一般会計で買い戻して今後売却等の処分をするものである。以上である。

第14款 予備費

(説 明)

財政 課長 その下、14款の予備費になるけれども、これは調整のための減額である。

第2条、第2表 繼続費補正

(説 明)

総務 課長 それでは、5Pになる。継続費の補正である。先ほどご説明申し上げたが、請け差が生じたために継続費の補正でマイナス1,526万2,000円ほど減額するものである。以上である。

第3条、第3表 繰越明許費

(説 明)

消防 長 それでは、6P、第3表、繰越明許費である。消防費のほうで非常備消防施設経費453万6,000円、こちらを繰越明許とさせていただきたいということであるが、中身については笹平の消防小屋、こちら平成29年度建築予定であったが、地元の要望によって道路から2メートルほど下げて建築してくれという要望があった。そうしたところ、県有地とかかわりが出てまいって、どちらのほうの処理に大変時間がかかるようなことになっていて、そのために工事できないような状態になっていて、平成30年度へ繰り越しというようなことでさせていただきたいと思うのである。

第4条、第4表 債務負担行為補正

(説 明)

総務 課長 7Pをごらんください。これは、市制施行10周年記念事業新聞掲載広告料であって、平成29年度から着手をしなければならないということで、予算は平成30年度の予算であるが、債務負担行為いただいた。実は、新潟日報からお誘いがあって、市制施行10周年の広告を出していただけないかということで、当初当市としてもいや、50万円もするのであればということで、ちょっと遠慮はしていたのだが、そこで3月上旬、そういう状況の中で村上まつりの屋台行事が重要無形民俗文化財に指定されたということで、たしか3月8日だったと思うのだけれども、正式発表されるということで、恐らく3月8日の正式発表にも新聞紙上で公表されるのだろうということがまず1点。4月1日にこのことと10周年記念事業をあわせてPRさせていただくということで、この3月8日の新聞紙上もそうなのだが、その次の4月1日に広報することによって、村上大祭に多くの人を来ていただきたいということもあって、4月1日の日報の1面になるが、後段のほうがあとスポンサーがつくが、1面の上半分だけれども、ここに記載させていただくということである。

第5条、第5表 地方債補正

(説明)

財政課長 お願いする。8P、第5条、第5表、地方債の補正だが、こちらのほうは事業の確定等に伴い各地方債の限度額を増減するものである。以上である。

歳出

第1款 議会費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2款 総務費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第9款 消防費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質疑)

佐藤重陽 歳入のときにちょっと出たみたいだけれども、土地開発公社で購入したときの価格で一般会計で買い戻す形でこれから処分していくのだと、こういうことだったのだけれども、その購入時の価格というのは、土地開発公社が求めたものに対する責任として、要するに今の時価の評価、そのときと今の評価が違うとしたら、その購入時の価格で買い戻すというのは、土地開発公社に対する責任ということでそういうふうになるわけか。

財政課長 こちらの土地については、旧荒川町の土地開発基金で購入していたものだが、償還する場合、実際に土地に支払った基金から取り崩した額で戻すという原則があるので、いわゆるもう既に二十数年たっているのだけれども、その分の土地の原価については当時のままだし、いわゆる利子相当分については、その二十数年分のものを見て基金のほうにまた積み立てるということで、先ほどの特別会計のほうで計上させていただいた次第だ。

佐藤重陽 わかった。了解だ。

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条、第2表 繼続費補正
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条、第3表 繰越明許費
(質 疑)

鈴木 好彦 この消防費の繰越明許なのだけれども、消防小屋の敷地が県の所有になっている部分に食い込んでいると。次年度、平成30年度に事業を進めるということなのだけれども、見通しというか、感触というのはどんな感じか。平成30年度に形としてなりそうなのか。
消防長 県との交渉も順調に進んでいると聞いている。そんな形で、平成30年度で完了するつもりで考えている。

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

第4条、第4表 債務負担行為補正
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

第5条、第5表 地方債補正
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]
(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第2 議第10号 平成30年度村上市一般会計予算のうち総務文教分科会所管分についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君、消防長 長 研一君、総務課長 佐藤憲昭君、政策推進課長 山田和浩君、自治振興課長 川崎光一君、選管・監査事務局長 佐藤直人君、会計管理者 中村るみ子君、議会事務局長 小林政一君、荒川支所長 小林 剛君、神林支所長 鈴木芳晴君、朝日支所長 岩沢深雪君、山北支所長 斎藤一浩君）から説明を受けた後、質疑に入る。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 地方消費税交付金、第7款 ゴルフ場利用税交付金、第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特例交付金、第10款 地方交付税

（説 明）

財政 課長 お願いいたします。それでは、予算書の一般会計だが、16、17Pからになる。それでは、第2款地方譲与税から第10款地方交付税まで一括して説明をさせていただく。主な動きについてのみ説明をいたすが、第2款の地方譲与税、これから21Pまでの第10款地方交付税については、総務省から示されている資料により算出をしたものである。この中では、第8款自動車取得税交付金、これが18、19Pにあるけれども、この交付金が前年度比7,100万円と大きな増額となつたけれども、第10款の地方交付税を初めとして、第2款地方譲与税、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金において数千万円単位での計上になって、これら第2款から第10款までの合計では、前年度比マイナス2.5%、3億6,250万円の減額となっている。2款から10款までは以上である。

第12款 分担金及び負担金

（説 明）

消防 長 それでは、20、21Pをごらんいただきたいと思う。第12款分担金及び負担金である。下のほうになるが、12款2項4目消防費負担金、こちら大きく変わった部分は特にない。関川村と栗島浦村からいただいている負担金である。その下の日東道の救急車退出路の門扉の維持負担金である。

第13款 使用料及び手数料

（説 明）

総務 課長 その次のページ、22、23Pである。13款1項1目の総務使用料であるが、23Pの1番目、行政財産使用料であるが、これは電力柱、NTT柱の行政財産使用料である。

政策推進課長 その下の電柱共架料であるけれども、こちらは電柱を共架のために貸しているもので、1本当たり1,500円、6本で9,000円となっている。

自治振興課長 続いて、説明3、行政財産使用料であるが、こちらはコミュニティセンター内にある電柱の行政財産使用料6本分である。続いて、説明の4、コミュニティセンター使用料であるが、コミュニティセンター3施設の施設使用料、冷暖房料である。以上だ。

総務 課長 24P、25Pをお開きください。13款1項8目の消防使用料である。1の行政財産使用料であるが、これは上海府の拡声ポール6本、単価1,500円だが、この使用料であ

- 消 防 長 る。これは、無線ＬＡＮに使っているものである。
- 自治振興課長 その下になるが、行政財産使用料5万5,000円である。こちらのほう、消防施設内の電力柱などの使用料ということである。
- 消 防 長 次に、同ページ、13款2項1目1節総務管理手数料、説明1、地縁団体認可証明手数料であるが、地縁団体にかかる認可証明と印鑑登録証明の手数料である。以上だ。
- 消 防 長 それでは、26、27Pごらんください。13款2項7目であるが、消防手数料、こちらのほう88万9,000円である。こちら、消防危険物手数料など各種消防手数料になる。例年と変わりない。

第14款 国庫支出金

(説 明)

- 政策推進課長 それでは、同じページの一番下になる。14款2項1目の総務費国庫補助金である。説明欄1の地方創生推進交付金540万円であるが、村上木彫り堆朱の認知度向上、販路拡大に向けた取り組みを行う伝統工芸育成事業経費への補助金であって、補助率は対象事業の2分の1である。
- 総務 課長 次のページ、28P、29Pである。14款2項5目の消防費国庫補助金であるけれども、29Pの中ほどあるが、1の社会資本整備総合交付金942万8,000円であるけれども、これは土砂災害ハザードマップと洪水ハザードマップの作成の交付金である。
- 消 防 長 その下になるが、消防防災施設整備費補助金である。こちらのほう、今年度設置予定の防火水槽2基分である。

第15款 県支出金

(説 明)

- 総務 課長 それでは、30P、31Pをお開きください。15款1項4目の消防費県負担金であるが、31Pの中ほどである。1の総合防災訓練事業費負担金である。これは、平成30年度に県と共同で防災訓練を行う。日時は、8月の末の日曜日であるが、これの会場設営委託だと消耗品等である。日時については、8月26日を予定している。
- 政策推進課長 その下になる。15款1項5目の事務移譲交付金350万円であるが、これについては、県から市への事務移譲に関する事務処理費用としていただくものである。その下になる。15款2項1目の総務費県補助金である。説明欄1の土地利用規制等対策費交付金については、国土法の届け出に対する事務処理交付金である。その下、2の電源立地地域対策交付金は、ダムの設置されている地元への交付金ということで1,750万円を計上いたした。
- 自治振興課長 同じく説明3、生活交通確保対策費補助金423万6,000円であるが、路線バスに対する県の補助金である。補助対象要件といったとしては、平均乗車密度が2人以上5人未満の運行系統となる。続いて、説明の4、県内高速バス路線対策費補助金であるが、高速のりあいタクシーに対する県の補助金である。こちらについては補助率が2分の1、上限額750万円、補助対象期間が3年目となっている。
- 総務 課長 それでは、次のページ、32P、33Pをお願いする。15款2項6目の消防費県補助金である。33Pのほうに参るが、1の県外避難者支援事業補助金である。161万6,000円。これは、サポートセンターの活動経費であって、現在75名が対象である。
- 政策推進課長 それでは、その次のページ、34P、35Pになる。15款3項1目3節の統計調査費委

託金の説明欄の1、統計調査等市町村交付金については、工業統計及び住宅土地調査等の事務委託金である。それから、その下、統計調査員確保対策事業委託金ということで、調査員の確保のための委託金4万2,000円を計上している。

選管・監査事務局長 その下の15款3項1目4節の選挙費委託金である。こちらについては、新潟県議会議員一般選挙委託金1,068万2,000円については、平成31年4月執行予定の選挙事務の委託金である。

第16款 財産収入

(説 明)

財政 課長 16款財産収入だ。同じページになるが、まず16款1項1目の財産貸付収入だが、土地貸付収入では土地101件分、その1つ置いて下の建物貸付収入では、建物8件分の貸付収入を見込んだ。物品貸付収入については項目計上である。16款1項2目の利子及び配当金では、配当金について項目計上だ。基金の運用収入については、平成29年度の実績見込みに基づいて各基金の利子収入を見込んだ。次のページになるが、16款2項の財産売払収入では、土地売払収入で土地、宅地の2筆分の売り払いを見込んで1,008万円。それから、それ以外の建物売払以下は、いずれも項目計上となっている。有価証券売払収入まで項目計上となっている。

第17款 寄附金

(説 明)

総務 課長 その下、17款寄附金の1項1目一般寄附及び2目の民生費寄附金であるが、項目計上である。

政策推進課長 その下の17款1項3目ふるさと納税寄附金、これについては平成29年度当初予算と同額の2億円を計上させていただいた。

第18款 繰入金

(説 明)

財政 課長 お願いいたす。その下18款、まず第2項の基金繰入金になるけれども、10億5,790万円の増額となっている。主な理由は、合併特例措置過減対策準備基金の繰入金が5億6,000万円、新潟県厚生連村上総合病院新築移転支援基金の繰入金で2億5,000万円を新たに計上することによるものである。次のページまでまたがっていたけれども、済みません。

第19款 繰越金

(説 明)

財政 課長 19款繰越金、38P、39Pになるけれども、こちらのほうは前年同額の6億円を計上いたしました。

第20款 諸収入

(説 明)

財政 課長 それから、その下の第20款諸収入になるけれども、1項2目の加算金及び3目の過料は項目計上である。

会計管理者 続いて、20款2項1目1節市預金利子、1の歳計現金預金利子3万9,000円である。

- 当面の支払い資金に余裕がある場合に、市内金融機関に普通預金として保管した場合の利子である。
- 財政 課長 その下の公営企業貸付金元利収入については項目計上である。次に、40P、41Pの20款第6項の雑入になるけれども、1目から5目まであるけれども、こちらも項目計上となっている。
- 総務 課長 その下の20款6項6目雑入、1節総務雑入であるが、これについては例年同じであるので、説明を省かせていただく。
- 財政 課長 お願いいたします。20番から25番までになるけれども、20番から23番までの項目計上である。
- 政策推進課長 26から30までが政策推進課分である。昨年と異なるのは、30番の道路改良工事等支障施設移設補償金であって、これは山北地区寝屋地内にある地デジ共同アンテナの電柱移転に伴う県からの補償金である。
- 自治振興課長 自治振興課、説明31から34までであるが、昨年との違うところは31、32が青少年ホームがコミュニティセンター等に移行したので、31、32、各種団体電気使用料であるが、こちら瀬波コミュニティセンター内に入っている村上地域サポートステーションの事務室の電気使用料である。32が自動販売機設置電気料であるが、こちら自動販売機電気料を瀬波コミセンに設置している自動販売機の電気料である。以上だ。
- 総務 課長 42P、43Pをお開きください。一番下の20款6項6目8節消防雑入である。1の上水道事業防災行政無線電波利用料負担金であるが、これ1,000円であるが、項目計上ではなくて上水道車の車載の無線をつけているわけだが、この利用料であって、1台当たり300円掛ける6台分ということで1,000円の計上である。
- 消防 長 その下になるが、2番から9番まで消防本分の雑入となる。昨年と変わらないので、省略させていただく。

第21款 市債

(説 明)

- 財政 課長 44Pから第21款の市債だが、前年度に比べて10億6,730万円増額をいたしました。まず、21款1項1目総務債で朝日庁舎大規模改修工事の終了に伴う庁舎等整備事業費の皆減があったが、21款1目8目教育費で荒川地区公民館建設工事に伴う社会教育施設整備事業債、また（仮称）村上市スケートパーク建設工事に伴うレクリエーションスポーツ施設整備事業債の増加に伴って大幅増となったものである。市債の残高見込みについては、こちらの予算書の224Pに一覧表になっている。金額を申し上げると、平成29年度末の見込みでは325億1,575万3,000円、平成30年度の末では338億6,132万9,000円となる見込みである。なお、最後に借換債というのあるけれども、今年度はない。以上である。

歳出

第1款 議会費

(説 明)

- 事務 局長 48P、49Pごらんください。1款1項1目議会費だ。総額では、平成29年度に対して508万1,000円の減となる。49Pの説明欄をごらんになってくれ。主なものとして、1の議員報酬等、議員1名分、前年比640万円の減となる。2の議会運営経費、前年比104万1,000円の増だ。増額の主な要因は、上から13番目、議会中継システム管理

業務委託料で新しい保守管理業務委託と、それから課長席がふえることによって議場のマイクつけかえ、それによる議会ソフト変更業務等である。またその下、8個目の下、庁舎器具購入費は、新規でこれも議場の課長席の増設による机、椅子の購入費だ。以上だ。

第2款 総務費

(説明)

- 総務 課長 51Pをお開きください。一番上、一般管理経費であるが、対平成29年度から見ると15%の増である。主な要因としては、一番下に賠償金というのあるが、876万円。これは、昨年起きた笛口浜での事故の賠償金である。その次のページであるが、53P、ここで特段ご説明申し上げるが、3の本庁舎管理経費である。昨年から比べると18.5%の減で3,767万4,000円であるが、これは昨年は庁舎内のエアコンを設置した工事約1,000万円近くあった。これに伴っての減である。ほかについては通常経費である。以上である。
- 政策推進課長 それでは、54P、55Pをごらんいただきたいと思う。広報広聴経費2,022万2,000円である。これは市報、それからホームページなどに係る通年の経費であって、印刷製本費並びに公用車の入れかえに伴うリース料などで、前年度より52万5,000円の増加となっている。
- 財政 課長 その下、2款1項3目の財政管理費だ。財政一般管理経費では、貯蔵物品の購入費あるいは当初予算書の印刷代などを含んでいる。今回入札参加資格申請の対応のために、平成29年度事務補助員を設置していたけれども、この賃金の皆減によって減少をいたしている。
- 会計管理者 2款1項4目会計管理費だが、予算額1,080万8,000円で、前年度比較12万8,000円の減額となっている。主な内容は、手数料として窓口手数料138万円で、42万円の減額である。取り扱い件数の減少や税金のコンビニ収納等への移行を考慮したことによるものだ。同じく、コンビニ収納手数料247万円は、収納件数の増加に伴って前年度比6,270件の増加を見込んで39万3,000円の増額となっている。以上だ。
- 財政 課長 その下、このページの一番下になるけれども、2款1項5目財産管理費の普通財産管理経費だ。前年度比1,529万8,000円の増になっている。次のページになるが、56、57ページの説明欄ごらんください。増額の要因は工事請負費で、旧雷小学校校舎及び旧朝日村役場物置の解体工事費を計上したことによるものである。そのほか保険料で建物共済分担金535件分及び自動車共済分担金384台分、また土地の草刈り業務委託などの業務委託料を計上いたしている。
- 自治振興課長 次に、同ページ、2款1項6目企画費、説明1、生活交通確保対策事業経費2億6,088万5,000円であるが、対前年比331万9,000円、1.3%の減となっている。主な理由としては、新規導入を予定しているまちなか循環バスの導入経費として、バス車両ラッピング施工委託料、電子掲示板データ入力委託料、音声制作委託料、機械器具購入費、これがバス車両購入費である。合わせて2,551万円が新規増となっているが、地域公共交通活性化協議会負担金が306万6,000円減となっていて、こちらのほうは主に高速のりあいタクシーの委託料の減である。それと、生活交通確保対策費補助金が2,528万7,000円の減、こちらについては市内17系統の路線バスの運行欠損額の補助金であるが、こちらのほうが減となって、トータルすると331万9,000円の減となるものである。なお、路線バス運行欠損額の補助金である生活交通確保対策

- 補助金が大幅な減となった理由については、積算の基礎となっている県の補助要綱の改正があつて、過去3年間の実績に基づいて積算することとなつたためである。次に、説明の2、広域的公共交通推進事業経費については前年同額である。
- 政策推進課長 その下、3番の無線システム条件不利地域解消事業経費であるけれども、こちらについて変更になっている分は、先ほど雑入のほうでもちょっとお話しいたしたけれども、山北地区寝屋地内にある地デジ共同アンテナの電柱移転ということで、修繕料のほうを今年度は計上させていただいた。それから、4番目の企画一般経費であるけれども、こちらはふるさと納税寄附金の受け入れに関する通信運搬費とクレジット決済手数料、こちらのほうを増額させていただいているけれども、2020オリンピック・パラリンピックを生かした地域活性化推進市長連合の事業であった旅するスタンド、こちら昨年7月から9月までの3ヶ月間出展をしたわけなのだが、そちらの負担金を皆減したので、事業総額では昨年とほぼ同額となっている。5番の定住自立圏経費については今年度、平成30年度は栗島浦村を会場に審議会を開催するということで考えているので、交通費等を含め9万円増の37万円を計上させていただいた。次のページ、6番になる。こちら情報通信事業特別会計繰出金であるけれども、特別会計の当初予算のときにもご説明させていただいたけれども、5億201万7,000円ということで、昨年度と比べ5,100万8,000円の増額になっている。こちらの理由については、神林地区告知システムの更新に係る維持管理経費の通年予算化によるものである。
- 荒川支所長 それでは、2款1項7目支所費のうち1、荒川支所一般管理経費、総額705万円をお願いするものである。対前年、額にして20万4,000円の減、率にして2.8%の減であるが、項目的には例年同様の内容となっている。
- 神林支所長 同ページの神林支所一般管理経費である。726万4,000円お願いするものであるが、昨年比120万9,000円の減である。主な内容といたしては、昨年度事務補助員賃金をお願いしたところだが、その減に伴うものである。なお、ほかの項目については、平年ベースということで省略をさせていただく。
- 朝日支所長 その下、3番、朝日支所一般管理経費である。前年度よりも82万7,000円減の1,108万6,000円をお願いするものである。支出の内容については、ほぼ例年どおりであるので、省略させていただく。以上だ。
- 山北支所長 それでは、4項目めになる。山北支所の一般管理経費である。総額としては772万2,000円となっている。対前年比で見ると41万4,000円の減となっている。業務内容としては例年同様であるので、説明は省略させていただきたいと思う。
- 荒川支所長 その後、5番、荒川支所庁舎管理経費であるが、総額2,627万2,000円をお願いするものであるが、対前年869万円の増、率にして49.4%の増となっている。この主な理由は、一番下の工事請負費762万5,000円となっているが、車庫屋根の防水工事、庁舎2階、3階のトイレの洋式化、あと庁舎の消防施設の防煙システムの改修工事の内容になっている。そのほかの項目は若干増減あるが、例年どおりの内容となっている。以上だ。
- 神林支所長 61Pの最後、6、神林支所庁舎管理経費である。昨年比265万円の減であるが、主な内容は工事請負費の減である。63Pの上段のほう、主な内容であるが、工事請負費、昨年度は車庫棟の外壁の改修を行つたが、新年度については、庁舎前にある自転車置き場、そこを改築をお願いしたいということで、386万7,000円を計上させていただいている。なお、ほかのものについては平年ベースである。

- 朝日支所長 7番、朝日支所庁舎管理経費であるが、1,972万6,000円をお願いするものである。昨年度よりも2億3,579万2,000円減となる。その原因是、朝日支所の改修工事が終了することに伴うものである。ほかについては、ほぼ例年どおりであるので、省略をさせていただく。以上だ。
- 山北支所長 それでは、8項目め、山北支所庁舎管理費である。総額としては1,991万9,000円となっている。対前年比で見ると506万1,000円の増となっている。この要因といたしては、山北支所宿日直業務委託と支所の第2分庁舎の老朽化したエアコンの取りかえ工事によるものである。支所宿日直業務委託については、来年度から5カ年の長期継続契約を行うために1,208万2,000円を予算を計上させていただいている。これについては、1月25日に入札が済んでいる。ほかのものについては、例年と同様の項目となっている。
- 荒川支所長 次の9番から12番までは、各支所の緊急対応経費、例年どおりの50万円をお願いするものである。以上である。
- 総務 課長 その下、2款1項8目行政改革推進費である。例年どおりの予算であるので、よろしくお願いいたします。
- 政策推進課長 それでは、ページ進んで66P、67Pになる。2款1項12目電算管理費である。こちらのほう、庁舎情報システム管理費として3億1,795万3,000円を計上させていただいた。これについては、前年度と比較して1,583万9,000円のマイナス。大きく減額となったものについては、6番目の電算業務委託料である。こちら前年度と比べると1,769万5,000円のマイナスとなります。内容としては固定資産税評価がえ、また障害者総合支援法の改正などに係る経費、こちらについては平成29年度で終了したので、皆減になったということが大きな理由である。
- 自治振興課長 次に、同ページ、2款1項13目地域活性化推進費、説明1、交流・定住促進事業経費1,195万7,000円であるが、対前年比63万5,000円、5.6%の増となっている。主な理由としては、県主催の移住交流フェアの参加旅費、それから移住促進パンフの印刷代などとなっている。続いて、ページめくっていただいて説明の2、協働のまちづくり推進事業経費7,700万7,000円であるが、対前年比633万4,000円、8.9%の増となっている。主な増の理由としては、荒川地区と神林地区に配置する集落支援員の2名分の関連経費がそれぞれ増となっている。続いて、次に説明の3、集会施設整備事業経費、集会施設整備事業補助金789万円であるが、対前年比144万9,000円、15.5%の減となっている。主な減額の理由としては、予定されている改修計画の内容が前年と比較すると大規模改修が少ないとによる減である。続いて、説明の4、地域コミュニティセンター施設管理経費2,090万8,000円であるが、対前年比834万1,000円、66.4%の増となっている。主な増減の理由としては、勤労青少年ホームが転用されて瀬波地域コミュニティセンターとなって、その各経費が増となっている。それから、岩船地域コミュニティセンターの2階の会議室エアコンの不良取りかえ工事等が増となっている。続いて、説明の5、地域おこし推進事業経費であるが、4,559万9,000円であるが、対前年比2,144万1,000円、88.8%の増となっている。主な増の理由としては、各地域に配置している地域おこし協力隊だが、新年度新たに8名を委嘱して、既存隊員と合わせて12名体制で各地域の活性化事業を推進するため、その関連経費が増となっている。新規隊員8名の配置内容といたしては山北地区が3名、山熊田集落しな布の継承とPRに2名、山北地区全域の農業生産向上取り組みに1名、朝日地区に3名、高根集落シェアハウス運営管理と移住定住促進に

1名、それから畑ワサビ栽培加工等製品化の取り組みに1名、それから長津地区竹山整備事業の取り組みに1名、それから村上市全域で2名、グリーンツーリズムコーディネーターとして1名、それから関係人口コーディネートに1名、以上8名を予定している。

選管・監査事務局長 ただいまの下、2款1項14目入札監視委員会経費13万5,000円である。この委員会は、入札手続等について審議をする委員会で、5名の委員により委員会を4回開催する経費で、委員報酬が主な支出である。以上だ。

総務 課長 2款1項15目の諸費であるが、中ほど下であるが、大変申しわけないが、1、本庁嘱託員連絡経費から山北支所嘱託員連絡経費、一括説明させていただいてよろしいか。

鈴木分科会長 はい。

総務 課長 この嘱託員報酬については、基本額12万円に加えてその集落地内の世帯加算が1戸当たり1,200円である。それから、文書配布業務等報酬については1世帯当たり1,200円。それから、各地域区長会行政協力費として1町内当たり4,000円である。次に、6の合併10周年記念事業経費である。231万2,000円であるが、主な中身としては、その下の講師・指導員謝礼である。中身については、司会者の謝礼が2万円、そのほか一般謝礼が15万円であるが、現在のところ各閉校する小学生、ちょうど新4年生ということは、合併時に生まれた子ということで、4年生を予定しているが、閉校する上海府小学校、塩野町小学校、三面小学校、山北北小学校の4年生に全員出席してもらって、おのおの1校代表を選んで将来の夢について語っていただこうかなというふうに思っている。その謝礼分である。それから、陸上自衛隊の音楽隊をお願いしているわけだが、2泊分の宿泊費である。それから、印刷製本費については、A4サイズ3つ折りの6ページの記念誌をつくるが、これが20万円、それから先ほどお話しした広告料に54万円である。以上である。

分科会長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午後2時00分）

分科会長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午後2時14分）

選管・監査事務局長 72P、73Pをごらんください。2款2項1目、固定資産評価審査委員会経費13万3,000円である。この委員会は、固定資産税の賦課に関する委員会で、委員報酬が主な支出である。それから、引き続いて74P、75Pお開きください。下段の2款4項選挙費、1目であるが、選挙管理委員4名の報酬等が主なものである。それから、次のページをお開きください。2の選挙管理委員会事務局人件費である。こちらは、事務局職員の人件費である。続いて、2款4項2目の選挙啓発費である。こちらについては、村上市明るい選挙推進協議会や明るい選挙出前授業に関する協力謝礼等である。通信運搬費4万9,000円については、18歳の新有権者に対して市選管と明るい選挙推進協議会の連名でメッセージと啓発雑誌を郵送している。続いて、2款4項3目の新潟県議会議員一般選挙費1,068万2,000円であるが、平成31年4月29日、任期満了による県議会議員一般選挙の平成30年度分の準備のための経費である。主なものといたして、消耗品費391万2,000円については、ポスター掲示板の購

- 入や選挙事務用品の消耗費などである。また、ポスター掲示板設置及び撤去業務委託料343万4,000円については、543カ所のポスター掲示場の設置費用である。
- 政策推進課長 それでは、同じページになるが、一番下、2款5項1目統計調査総務費、こちら説明欄1の統計調査費についてであるが、平成29年度とほぼ同額である。ページめくっていただいて、79P一番上、項目2番、統計調査総務費職員人件費であるけれども、これについては統計担当の職員の人件費である。その下、2款5項2目基幹統計調査経費、こちらについては工業統計及び住宅土地調査等があるので、昨年から423万円増の651万円を計上させていただいた。
- 選管・監査事務局長 それでは、同じページの2款6項の監査委員費であるが、1の監査委員経費については、監査委員の報酬などである。2の監査委員事務局職員人件費については、事務局の人件費である。以上だ。

第9款 消防費

(説明)

- 消防長 それでは、162、163Pをごらんいただきたいと思う。9款1項1目常備消防費である。こちら、1番から常備消防総務一般管理経費である。こちらのほうは、昨年と大きく変わっているところないので、省略させていただきたいと思う。では、次のページごらんください。2番、消防庁舎管理経費である。こちらのほう4,143万円、前年比2,286万5,000円増額となっている。この理由としては、私ども消防本部駐車場の土地購入費1,910万5,000円、その他修繕等の工事請負費の増額によるものである。この消防本部駐車場の土地購入費については、消防本部の職員、署の職員、また来客者の専用出入り口と駐車場を設けるものであって、消防車両の専用出入り口を確保してより安全な出動を可能にするためのものである。私どもの道路に面した部分の東側の部分、約600平方メートルである。それでは、3番の消防救急無線管理費である。こちら5,059万3,000円、前年比771万7,000円の増額となっている。この理由としては、消防救急通信指令装置、こちらリースでやったわけだけれども、再リースをしていたものであって、今年度で大部分入れかわって新規リストになることから、1カ月分でかなりの金額増額となることから、771万7,000円の増額ということになっている。それで、4番の常備消防職員人件費であるが、こちらは職員の人件費である。では、次のページごらんいただきたいと思う。9款1項2目の非常備消防費である。こちらについて、1番の予防広報経費としては、こちらのほうは特に変わった部分ないので、よろしくお願ひしたいと思う。2番目の災害警備経費また3番、非常備消防一般管理経費についても、大きく変わった部分ないので、省略させていただきたいと思う。それでは、消防施設費のほうである。こちらのほう、予算額1億9,944万6,000円を計上させていただいた。内訳については、まず常備消防防災施設整備経費3,809万3,000円である。こちらのほうは、本所の高規格救急自動車、こちら更新計画していて、その一連の経費である。こちらの消防車については、平成18年9月登録で11年経過しているものである。非常備消防施設経費、こちら1億6,135万3,000円である。主なものとしては、工事請負費のうち防火水槽の設置については、田端町と名割を予定している。こちらのほうの主要事業説明書のほうに掲載しているものと同様である。また、新規事業として、大規模災害時の消防水利の確保のため、消雪取水施設ということなのであるが、これ簡単に言うと消雪パイプ用の井戸である。こちらを改造する工事を村上地区のほうで6カ所予定して

いる。また、私ども市道のほか県の施設についても14カ所ほど実は要望していて、こちらのほう改造に伴う消火栓の弁など購入費計上している。また、こちらのほうでは機械器具購入費として消防ポンプ自動車2台、これ村上地区の庄内町になるが、また岩船にも1台、軽消防ポンプ自動車2台ということである。そして、軽の積載車2台、こちらは日下と塩谷になる。小型ポンプのほうは、6台更新ということに計画している。それで、その下になるけれども、水防費の2番目のほうになるが、水防対策経費、私どものほう費用弁償、こちら80万円ほど計上させている。こちらのほう、警戒不時と荒川水防訓練といろいろ予定している。以上である。

総務 課長

その上になる。水防対策経費である。消耗品費については土のう3,000枚、砂、ブルーシート200枚の購入である。それでは、その下の下、9款1項5目の災害対策費である。対前年度約倍の4,031万6,000円、率にして107.3%の増である。この理由は、下から5の洪水ハザードマップ作成業務委託料であるが、これは新たに国、県が平成29年度に公表した最大降雨量を想定したハザードマップの作成である。それと、その下会場設営等業務委託料であるが、これは先ほど来ご説明申し上げた県との防災訓練の費用等である。それから、ここで若干ご説明を申し上げるけれども、洪水ハザードマップ作成業務委託料の上に映像伝送システム構築委託料というのある。これこそし初めて、平成30年度初めて構築するわけだが、実は各地区で災害、それから被害があった場合の情報を画像でいただきこうということで、スマートフォンから写した画像データを私ども本庁と消防本部に転送するシステムであって、このシステムが348万9,000円である。なお、スマートフォンに入れるアプリについては無制限なのであるが、同時アクセス数が12というふうなことになっている。それで、装置及び作業業務を入れて348万9,000円ということである。それから、次のページ、171Pであるが、上から2つ目、工事請負費である。これは、どこの工事かと申すと、津波避難路の整備ということで瀬波新田町、それから土砂災害の避難路の整備ということで北田中である。それから、2の防災行政無線管理経費であるが、この中の下のほうにあるが、工事請負費、これについて2億825万4,000円であるが、これは荒川地区の防災行政無線の戸別受信機の工事、それから山北地区の不感地帯の解消工事である。それから、機械器具購入費であるが、これは荒川地区の戸別受信機を1,000台購入するものである。ほかは、例年とほぼ同じ経費である。以上である。

第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費

(説 明)

財政 課長

お願いいいたす。208Pまで行っていただけるか。12款公債費になる。208、209Pだが、公債費は前年度比1億167万円の減額となっている。こちらのほうだが、平成29年度に平成14年度分の学校施設整備事業債、これ保内小学校分だったのだが、これであるとか平成17年度の過疎対策事業債の完済などがあつて、元利償還金が減になった。このことによるものだ。平成30年度には、新たに平成25年度の過疎対策事業債5,230万5,000円であるとか、新ごみ処理場建設債5,868万4,000円などの償還が始まるものである。その下、次のページにちょっと入っていたけれども、済みません、210P、211Pだけれども、13款の諸支出金だ。前年度比63万8,000円の減額となっている。こちらのほうは、基金の取り崩しによって利子が減額することによるものである。普通財産取得費のほうだけれども、こちらのほうはいずれも項目計上となっている。13款基金費では、ふるさと応援基金について、ふるさと応援寄附金が堅調

なことから、前年度と同額を計上している。一番最後の14款予備費だけれども、こちらのほうは前年度同額を計上している。以上だ。

第2条、第2表 債務負担行為

(説明)

選管・監査事務局長 それでは、7Pをごらんください。1つ目の新潟県議会議員一般選挙に係るポスター掲示板設置及び撤去業務委託料である。ポスター掲示板設置及び撤去業務委託料については、ポスターの掲示板を平成30年度中に、平成31年3月に設置をいたして、平成31年度の4月に撤去ということで、2カ年度にまたがるために債務負担行為をお願いするものだ。以上である。

第3条、第3表 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用

(説明)

財政課長 それでは、次の8Pからになる。第3条、第3表になる。地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めたものである。次に、戻っていただいて1P、先頭のページをごらんいただきたいと思うが、第4条になる。一時借入金は地方自治法第235条の3第3項の規定による一時借入金の最高額を30億円とするものである。その下の第5条だが、歳出予算の流用は地方自治法220条第2項のただし書の規定によって、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合を定めたものである。以上である。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 地方消費税交付金、第7款 ゴルフ場利用税交付金、第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特例交付金、第10款 地方交付税

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第12款 分担金及び負担金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 使用料及び手数料

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

竹内喜代嗣 29Pの消防費補助金のところの説明欄に社会資本整備交付金というふうになつていいのだ、これ総務課というふうに書いてあつたけれども。お聞きしたいのは、代表質問でも取り上げたけれども、社会資本整備交付金というのは、国土交通省の所管するところだそうであるが、この交付金については、村上市の裁量で使える部分と決まった部分と両方あって、河川とかあるいは防災安全交付金とかいうことが想定されるが、50%補助になるというその裁量の枠の中でというようなことで、国土交通省のホームページにはその申請の仕方も書いてあるのだけれども、これらはどのように組み込まれて、全体の計画としてなされているのか。現行でも、一般質問でも取り上げたけれども、例えばその空き家対策なんかは該当するというようなこともあるのだが、これ全体どういうふうに組み上げて、まだ間に合うような気もするのだが、いかがか。

財政 課長 こちらのほうは、議員さんおっしゃるように国土交通省の管轄であつて、一般的にはハード部分だ。建設課であるとか都市計画課であるとか、今の防災関係なのだけれども、具体的に私もちよつとこの間の質問の後探したのだけれども、今間に合うというのは、要するに新年度分として間に合うということであれば、あるいはそういうものがメニュー実は探せなかつたのだ。空き家について、解体であるとか除去することについての関係する補助金は見つけたのだけれども、今おっしゃられたようなもの、その全般的なことについてある程度裁量で融通きくものは、ちょっと正直言って探せなかつたというところである。申しわけない。

第15款 県支出金

(質 疑)

木村 貞雄 県支出金だよね。

鈴木分科会長 県支出金だ。

木村 貞雄 31Pに県の補助金で電源立地交付金あるのだけれども、私も前から一般質問でも言っていたけれども、今の政策推進課としてはそのお金のほうあれなのだけれども、その内容として前から保育園の入件費にかかる費用、昔はそうではなかつたのだけれども、今ダムの建設、そのことによってそういうのが来たわけなのだが、その大との基本的な根拠に上がって話をするけれども、そういうダムの関係でその川の流域に対しての交付というようなあれで、今そういう使い道になっているのだけれども、もう少しそいつたところに予算化できないものか、その辺今現在も同じか、考え方としては。

政策推進課長 今ほどの電源立地交付金の充当先というようなことになろうかと思うけれども、たしか昨年の同委員会でも同じような話が出ていたのではないかと記憶している。この交付金、安定して受けるためにというようなことも考えて、そのときもお話ししたけれども、入件費として対応するのがベストと判断していると。ハードに使う場

合に、交付金の決定を待たなければいけないというのもあって、事業着手7月以降になること、また完成は当然年度内、またこれについての使用先についてヒアリングを受けて、それは使っていい、悪いという話にもなるわけなので、それでもし不可となつた場合変更が困難だというようなことも、たしか申し上げたような記録が残っているということで、安定してということで、人件費。ただ、ではそれでいいのかということでお話しのあった中では、当然流域住民の還元どう考えていくかというふうな話にもなつたかと思う。この電源立地交付金と同額とはいいかかもしれないけれども、その交付金を人件費に充てるのであれば、かわりの形で何か一般財源でも何でもやっぱり流域のほうの事業に充てるべきではないかというふうなお話もあったかと思う。今年度については、平成30年度当初予算に盛り込ませていただいたのが二子島森林公園関係の分なのだけれども、指定管理料はこれ毎年指定管理ということで今出ているのだが、予算上は440万7,000円上がっているし、平成30年度には公園の研修棟のトイレ、これを増設工事をさせていただこうということで、これは予算的には商工観光課のほうの予算にならうかと思うが、1,080万円ほどの予算規模で上げさせてもらっている。また、縄文の里朝日のやぶき屋根の修繕なんかも、当初予算で上げさせてもらって、これらの合計で1,564万円ぐらいの金額には今ならうかと思う。確かに1,750万円との同額という話にはならないかもしれないけれども、今年度はそのような方向で工事等をさせていただくというふうなことで検討してまいつたところだ。

木村 貞雄 そういった今ほど説明あったように、地元の人たちの話し合いの中で、そういったこの交付金を利用できなかつたら別な方法とりながら進めていってもらいたいと思う。

[委員外議員]

本間 善和 総務課長にちょっとお伺いしたいのだが、県の負担金という格好で300万円、総合計画、総合訓練というような、これは何年かに1遍という格好で回ってくるのか。どんな仕組みで、昨年度はしなかつたはずだけれども、ことしもあるというのはどういう仕組みで、村上市で県と共同でやるという仕組みになっているのか。

総務 課長 上中下越で回っていて、昨年本来村上市の番だったように記憶しているのだが、ちょうど羽越水害の50年の防災訓練があったわけで、これで新発田市さんが私のところでやるということをおっしゃってくれて、その分1年おくれで今回村上市で共同でやっていただけないか。半分強制なのだけれども、そういうことでやらせていただくと。場所は今のところ岩船港、地震を想定した避難訓練を考えている。

本間 善和 わかった。

第16款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 寄附金

(質 疑)

木村 貞雄

寄附金の中のふるさと納税寄附金に関してだけれども、歳出の基金のほうも関係あるのだけれども、このたびオリンピックで2回銀メダルということで大変盛り上がっているわけだけれども、その中で、話の中であらゆる企業から寄附金今後来る予想が想定されているので、その寄附金は特に今これからスケートパーク事業やるわけだけれども、そこに使用してくれというような形で入ってくると思う。そういうふた関係で私聞くのだけれども、そのほかのふるさと納税もあるけれども、それをどのようにして分けて運用していくのか、お願ひする。

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄

内容は。

政策推進課長

こちら予算書の36P、37Pのところになろうかと思う。寄附金のふるさと納税寄附金、これについては、今までやっていた個人からいただくふるさと納税寄附金というものと、あと今ほど議員さんおっしゃったように、企業の方からいただくということで、こちらのほう今1社のほうから入ったということでたしか議会のほうでも報告させていただいたけれども、そういう形で企業版ということで入るものがある。こちらに、説明のほうに書いてあるとおり、1番、2番ということで、項目ごとに分けて企業版ふるさと納税寄附金、こちらは生涯学習課のほうで処理させていただくというような形で、完全に分けて整理はさせていただいているところだ。具体的に・・・

(何事か呼ぶ者あり)

木村 貞雄

あしただ。

(「企業」と呼ぶ者あり)

木村 貞雄

細かいところは、またあした生涯学習のほうなので。

政策推進課長

そうだ。それで、こちらのほうは実は政策のほうもかかわりはあるので、一応政策側でわざることだけをお話ししたいと思うが、当然納付のあった年度に充当することを前提で寄附をいただくので、3月末までに納付いただいたものについては、今年度の工事費に充当するというような形をとることになる。

河村 幸雄

この36、37、私もふるさと納税。財政なのだけれども、ふるさと納税のカバーをしたいというか、このふるさと納税に向かう姿勢というのか、がむしやらに財源確保にチャレンジしていくという姿が私は県内から比べると、環境が村上は食や歴史の文化もあるから、そういう意味ではあれなのだろうけれども、やっぱり大事な財政確保だ。その辺の行政独自のアイデアというのか、食や物に頼らず、ほかの何かそういう新たな試みというか、そういうようなこと何かあるのか。

政策推進課長

今現段階で具体的になっているというものではないけれども、当然村上に対して応援するよというふうな寄附金を求めているわけなので、村上ではいただいた寄附金はやはりこういう形で使う。そして、いただいたものはこういう形で実際に目に見える形になるということをやはり外に向けてPRしていくかなければいけないというふうには考えている。それに賛同していただいて、また寄附をしていただく。ただ、往々に返礼品のよしあしというところにやっぱり先走るというか、どうしてもそちらのほうが優先になっているというこのご時勢があるので、それをそのままの払拭することはちょっと難しいとは思うが、このふるさと納税の寄附金の本来の趣旨、これをやはり大切にしながら、どのような形をとればまた村上の寄附金を上げることができるかというのは、日々も考えているのだが、今後も考えて寄

附金をふやす方法などに取り組んでまいりたいと思う。

河村 幸雄

これ、返礼品の調達費用を寄附額の3割に抑えるというような、全国的に調整は私は難航しているのかなというふうに思うけれども、総務省の要請にも強制力は特別なく、そんな中でこの近隣の自治体や人気上位の自治体などのその辺の分析というのか、村上市は3割ということだけれども、中には5割に戻していただきたいというような声もあるわけだけれども、その辺の分析というか、状況はどのようになっているか。

政策推進課長

今どの市が何割というのは、ちょっと資料を忘れてしまったので、申しわけないけれども、全体的には3割というところで、県内のほうはある程度足並みは整ってあるが、確かに今議員さんおっしゃるように、5割のままあるいは4割というふうにまちまちのところは幾つかある。また、市内の業者の方からも、金額を上げてもらえばそれだけ売り上げが上がるわけなので、もとに戻すというか、上げていただきたいというような話はあるようには聞いている。ただ、その場合、先ほどの本来の趣旨と外れる部分が出てくるので、非常に苦慮しているところではある。また、県内のふるさと納税の状況なのだけれども、昨年は、平成28年度は30市町村中8位というような形で順位なっていたが、ことしは4月から12月までの9カ月間で県内で10位というようなところに位置している。ただ、よそのところを見ると、非常に伸びているところはある、実は。私も、それらをちょっと見ながらということで考えていかなければいけないと思ったのだが、南魚沼市さんだと、実は12月までで7億円超えている。また、阿賀町さんだと6億円に行っていると。では、なぜかというようなことをお尋ねしたところ、やはり米が伸びているというふうなことをお聞きしている。ふだんから日常で食にするもの、特別なものではなくてふだんから使うものというようなことがやはり人気があるというか、皆さんはそういうものを求めているのかなというところはあるが、果たして量で勝負するべきものなのか、あるいは魚沼産のコシヒカリのようにその名前で勝負できるところがあればいいのだけれども、それをでは村上は何で勝負するかというようなところも、ちょっと研究を始めているところである。

河村 幸雄

このふるさと納税、ちょっと今後この国の施策として、永久的にということではないだろうけれども、続していくのか、どのように考えているのか。

政策推進課長

特に廃止するというような意味合いの話は全然聞こえてこないので、また昨年の出した通達なんかでも、その趣旨を捉えて今後もというようなこともあるので、続していくのだろうとは思う。ただ、都会のというか、首都圏のほうだと逆にそれによって収入がマイナスになっているというようなこともあるので、そこをどう調整していくのかというのが今後の課題ではないかと思う。

河村 幸雄

ありがとうございました。

[委員外議員]

本間 善和

もう一度、ふるさと納税ひつかかって、実はもうそのふるさと納税について本当にふえてきた。私は、個人的に言ったかもしれないけれども、返礼品ではないと思っているのだ。やはりその地域、その地域でこういうふうな格好で使っていただいたという格好で、私もいろいろホームページでふるさと納税について他の市町村、他県のやつを見させてもらった。2通りあるのだ。返礼品で伸びているところ、それからこういうものに使ったという格好で、実際こういう公園をつくった。こういう

ベンチを直した。例えば村上だったら、イヨボヤ会館の何々のところを修繕したという格好で、そういうところの本当に地元のこういうものにあなた方の善意あるお金を使ったという格好で出しているのだ、ホームページで。だから、私にすればやはりそういう格好で、私村上市のホームページ見たけれども、こんな格好で使った。漠然とした教育に使った。漠然とスポーツに使った。それも、2年も更新していないと。これではだめだと思うのだ。やはりそういう本当の趣旨のところにもう一度戻ってみるというのを私はお願いしたいということで、答弁はいいから、もう一度その辺のところも考えてくださいと、そう思う。いや、課長何かあれば。

政策推進課長 貴重なご意見として賜りたいと思う。ただ、1点だけ、2年更新していないというような言い方今ちょっとされた分なのだけれども、実は村上のこの寄附金なのだが、いただいたものを一旦基金として積み立てると。それを翌年度にまた使うということで、実際に使用されるのが1年おくれているものだから、表面上は2年更新していないというか、昨年のものが出ていなくて一昨年のものが表示されてしまっているということだけ、現段階ではご了解願いたいと思う。

本間 善和 何らかの方法で、せっかく寄附した皆さんの厚意をこんなふうに使ったでも、年度おくれても何かの機会であらわすような格好で、そうでなければ寄附してくれた人にこんな格好で使ったよという、後ほどでいいのだけれども、1年後でもいいのだけれども、こんな格好でのものができたとかと写真入りで御礼かたがたまた出してやるとかと、私はそういうものが非常に長く続く機会だと思うのだ、1回きりではなく。そういうところで伸びている市町村もあるのだ、そういう格好で。だから、そういうところもひとつ考えていただきたいと、そう思う。

第18款 繰入金

(質 疑)

佐藤 重陽 何だからちょっと忘れてしまったのだけれども、市債ともまた後で重複する部分があるのだが、考え方として。この基金の繰入金というのが今回20億5,600万円あるわけだけれども、一番大きいのは財政調整基金繰り入れが7億円初め、病院だとか合併特例の繰入金だとかとあるけれども、この基金の総額が何口あったかあれだけれども、百ちょっとあったのでなかったかなと思うのだけれども、この基金の移動というのか、これ予算にも影響してきていると考えているのだけれども、ことし積極的予算ということで2年続けてか、一般会計だと支出が伸びているわけだね、予算総額が、103.9か。ただ、特別会計も入ると99.2ということになっているのだけれども、こうやって見ていくとその基金の繰り入れがことで20億円で、市債が大体前年度伸び10億円ぐらいプラス、ちょっと後でまた触れるけれども、市債も伸びてきていると。そうなると、その基金のこれから推移というのか、財政調整基金初め基金が今現在のものがどういうふうな使い方というのか、取り崩していくというか、どういうふうな考え方の中で調整基金を運用していくというのか、基金運用に対する考え方みたいなのがちょっとあったら教えていただきたい。

財政 課長 基金については当然その年度、年度で繰入額変わってくるのだけれども、やはり基本的にはこれから何度かお話ししているように、いわゆる財源的には入ってくるものは少ない。国、県等から入ってくるのは少なくなるという中では、当分の間基金を活用、具体的な金額その年々によって変わるとと思うのだけれども、活用しないは、活用する方向でここ数年は、やはり特に投資的経費が伸びるここ二、三年について

は活用していって、なおかつその後からというお話だ。市債、地方債等も使える事業債、有利なものを活用して、若干外部に依存するような形にはなるけれども、今このこの期間においては、そうやって財政運営していって、この山を越して、その後に少しづつまた基金等に償還して戻していって、またそのある程度の補完をしていきたいというふうに考えている。ちょっと曖昧で大変申しわけないけれども、今のイメージ的な流れとしてはそんなふうに考えている。

佐藤 重陽

いや、本当にどんどん事業化というか、金のかかる事業を抱え込んでしまっているのが大変だなと思って見ているのだ。だから、その基金そのものが本当にどんなふうになっていくのかというのは、当初予算の中に大きく影響してくるのだろう。一般会計では、12億9,000万円の前年度に比べて増なわけだ。その特別会計なんかもあわせて、さっきも言ったように帳じりがマイナスの4億4,200万円、昨年対比で99.2%と。その大きなものは、国民健康保険の特別会計をマイナス15億8,000万円として見ているわけだ。だから、この辺にも少しその帳じりを合わせるために、その辺無理が重なっているのかなと。そうなると、また途中大きなその基金の繰り入れ的なものがござるを得ないようになると大変か。財政当局も大変だろうなと思って見ているので、その辺よくよく注意して事業に対して向かっていただきたいというか、取り組んでいただきたいと思うので、よろしくお願ひする。

木村 貞雄

今ほどと同じような話になるけれども、話の中で基金繰入金の中で、ほかの目的あるのはよしとして、この財政調整基金、何年前だったか結構入っていたのだけれども、今回の今の昨年の12月で15億円ぐらいになっているのだけれども、この7億円を入れるということは、やはりある程度の考え方あるのだろうと思うのだけれども、その辺について1点だけお伺いする。

財政 課長

当初というか、合併してからいわゆる地方交付税、普通交付税分が7年過ぎたら減っていくという話は、当然ある程度の予算見通していたわけだけれども、そのため本当に少しづつではあるけれども、財政調整基金積み立てをしてまいった。また、その交付税の遞減に伴う対策として、合併特例措置の递減対策準備基金というのも積み立てで創設してまいった。これも、議会の議決いただいて積み立ててきたものであるけれども、要するに使う時期がまさに今遞減されているこれから平成32、3年までの間ということで、この時期のために今まで積み立てをしてきたものであるので、これはあらかじめ想定していた使い道だというふうにこちらのほうでは、その額の多寡はあるかもしれないけれども、その時々の投資とか事業によっては変わるものかもしれないけれども、あらかじめ今の時期にこれを活用しようということを考えてきたものであるので、その意味では想定のうちという言い方ができるかというふうに思っている。

木村 貞雄

次のほうに関連してくるのだけれども、要するに臨時財政対策債も、非常に減らないで出てくるということで、これもやはり関連あるのだろう。そういうために、ある程度のたくわえで内部留保みたいな形で持ちたいという考え方なのか、どうか。

財政 課長

今ちょっと臨時財政対策債の話が出たけれども、ことしの国のはうは、総務省のほうでは臨時財政対策債は市町村とか都道府県のほうから臨時財政対策債ではなくて、当然交付税のほうで見てくれよということを要望してまいった。その要望にある程度応える形で、平成30年度国の予算では臨時財政対策債のほうは今までよりも減少させている。だから、それが地方に向けての一般財源のほうに振り向けられていく、総務省の考え方のあらわれだというふうに考えているので、これからはこの

分については希望的観測もあるけれども、臨財債の場合は減っていくような形になるのではないかというふうに考えている。

木村 貞雄 終わる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第20款 諸収入

(質 疑)

小杉 武仁 41Pのホームページバナー広告掲載料、これ前年度同様ということだったけれども、今現在何件あるのか、以前にもこういう質問したのだけれども。

政策推進課長 現在8つの企業となっている。

小杉 武仁 あきは何件か。

政策推進課長 済みません。申しわけない。あきは今2ますということになる。

小杉 武仁 金額的には、その諸収入も全体の中では数%というところなのだけれども、全く同じような内容のお話を以前にもさせてもらって、これホームページは村上市の顔なわけだ。相当なアクセス量もあるし、ぜひあきをつくるないように取り組みをしてほしいという前もお話ししたのだけれども、それが反映されていないというのは、要は何もしてこなかったというふうにしかとれないわけで、何か取り組みというのはされてきたわけか。

政策推進課長 前に広告を出してくださった企業にまた再度お願いしたりとか、当然出さないかというPRとかはしてきた。その中でも、逆に今まで出していたところもやめたいというような話も当然あって、浮き沈みというか、上下してしまうということになる。確かに努力はしているのだが、なかなか企業回りをしてどうかというところまでは現実にはしていないというその実態はある。

小杉 武仁 商工会議所の皆さんも、商工観光課通せばいろいろと交流もあるわけだし、ぜひそういう働きかけをしていただきたいのと、非常に料金も低料金なので、例えば各支援プログラムあるよね。その起業された方に利用していただくとか、事業内容も、例えば開業された方、3カ月間は無料で使っていただきたいとか、何かその事業内容の見直しもちょっと必要なではないかななんて感じるのだけれども、ぜひ検討していただきたいと思う。

政策推進課長 貴重なご意見ありがとうございました。自分の課だけではなく、横の連携をとりながら、またこの広告掲載ふやせるように努めてまいりたいと思う。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 市債

(質 疑)

佐藤 重陽

前年度130.6%ということになっているわけだけれども、気になるのはその市債の中身なのだけれども、先ほど臨時財政対策債なんて話もちょっと出ていたけれども、非常に同じ投資でも例えば農業債、水産業債、商工業振興債、これは市債がある意味では事業としてその行政にというか、景気であったり、人々の暮らしにはね返るものだよね。それに対して、いや、社会福祉もそうなのだ。人にみんなはね返るのだけれども、要は生産性のあるものと全くの消費投資的なものと考えたときに、生産性の上がるもののその市債の投資というのは、こうやってぱっと見ていったときには1億五、六千万円、あとほとんどがまず非常に教育投資なのだから、これは大切なことなのだけれども、でもみんな人の成長のためには必要な投資なのだけれども、財政的にはね返ってくるものがなかなか少ない投資なのでないかなと。そうしたときに、このもののそれはそれとして必要な教育投資なのだから、やっていかないわけにはいかないので、いいのだけれども、この市債の一時ピークが過ぎて、また新たなこれから投資がここ二、三年どんどん続くわけだよね。そうしたときに、これからそのある程度事業が平成32年まで大きな投資があるのだ。事業があるのだということであれば、その辺の投資を見据えた市債のその償還のピーク的なものというのはどの辺に今新たに設けてきているのか。今たしかその償還というのは、かなりぐんと落ちてきて体が少し楽になる、市としての状態が楽になってきているはずなのだけれども、それが今度どの辺にまた新たなその償還ピークを持ってくるのかなと、ちょっとその辺今わかるか。

財政 課長

市債、事業債については、それぞれ償還年が違うのだけれども、一番大きい今の過疎債関係のスケートパーク関係であると、平成34年あるので、これから4年後ぐらいが一番の山になるような想定になっている。

佐藤 重陽

私、これこういうことも考えなければいけないのだろうなと思っているのは、教育的投資に否定的になれと、こういう意味ではなくて、生産性の上がる投資と、やはりそういう教育的な見返りを求めない投資と言つたらいいのか、そういうもののそのバランスも考えながら市としては事業に取り組んでいかなければいけないのではないかなんというふうに思っているのだ。それを財政課長に答えてくれというのは非常に難しいのかもしれないけれども、副市長でももしその辺のバランス、同じ借金をするにしても、そういう返ってくるものという言葉が適當かどうかわからぬけれども、返ってくるもの、または本当に投資しても見返りを求めない投資みたいな、その辺のバランスというのは考えて事業をやっていかなければいけないのではないかと思うのだが、いかがか、それ。

副 市 長

私からお答えをさせていただく。この平成30年度の予算編成に当たって、各課から出されてきたさまざまな要求をまとめながら、財政課のほうでも随分苦労されて、そして最終的には市長、副市長でそれを見させていただいたという経緯がある。この中で、何がその生産性の高いものなのか、何がそうでないのかということは当然あったわけであるけれども、私去年、ことしとこういう経験をさせていただいている中で、特にこの平成30年度の予算編成に当たっては、市長がやっぱり随分悩まれたというふうに私は印象として受けとめた。それは何かというと、今財政課長からもお話し申し上げたように、ここ二、三年、向こう二、三年が非常に投資的予算が

多くかかるというふうなこともあって、それでもどうしてもやっぱりやらなければならぬ。継続事業もあったものだから、やらなければならないという部分に随分苦慮させていた。しかしに、先送りになつたものもあるけれども、何を優先すべきかということを考えた末の今回の予算編成であったというふうに受けとめさせていただいている。今後今議員からのご指摘があったように、何を優先すべきかということも踏まえながら、それが将来的にこの市にとって、市民にとって確かなものというふうな形で受けとめられるように、市長ともども十分に配慮しながら事に当たっていきたいというふうに考えている。よろしくお願ひする。

佐藤 重陽 どうしても年度当初の予算を組むときというのは悩ましいと思うのだ。時代の流れの中では、そのもう各課要求の頭から10%カットだとか、そんなことしながら予算組まないと組めないのだなんというときも続いたわけだから。ただ、それにしても、その投資のバランスというのを考えておかないと、その産業に対してどれぐらいのもの、教育に対してどれぐらいのものという、その大きな意味でのその考え方を予算全体の中でも考えるべきだろうし、この市債であるとかの運用の仕方の中でも、事業をやろうとすると村上市の財政規模の中でいくと、力でいくと、どうしても市債を頼らざるを得ない部分があるわけだから、その辺のやっぱり質的、量的バランスも考えながら事業を組んでいただきたい。これは、要望としてたださせていただきたいと思う。以上だ。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午後3時16分）

分科会長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午後3時28分）

歳出

第1款 議会費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

[委員外議員]

（「なし」と呼ぶ者あり）

第2款 総務費

（質 疑）

河村 幸雄 57Pの企画一般経費、繰出金、オリンピック・パラリンピックを生かした地域活性化の件であるけれども、これというのは先ほどちょっと話しした旅するスタンドとかという3ヵ月間いたやつなのか。

政策推進課長 平成28年度にはその費用も入っていたけれども、平成30年度予算は、こちらは市長連合会の会費としての10万円ということになるので、そういう事業分の費用は入っ

- ていない。
- 河村 幸雄 2020年度ということであるので、もう一度村上がその場所で発信する機会というのかということは、設けていただけるところあるのか。
- 政策推進課長 平成29年度については、スタンドということで4つのブースを運営していた。ただ、平成30年度は事業の展開としてブースは1つにするという情報が来ている。平成30年度に参展する団体は、4カ月ほどだと全部で4つになるわけなのだが、一応それは埋めることができたというふうな話も聞いているので、今度は平成31年度の応募のときに手を挙げればなのだが、1つのブースの単価がやはりそれなりに高額なものだから、やるかやらないかというのはちょっと今後の判断になろうかと思う。できないということではない。
- 河村 幸雄 当初そのテーマが祭りの発信であったり、そういうところもあったけれども、村上のお祭りだけではない。お城なんかもあるけれども、そういう発信の場があるのであれば再度挑戦していただきたいなというふうに思ったものだから質問させていただいた。
- 政策推進課長 こちらのブースは、祭りというよりも食というところを重視したような感じで、7月、8月、9月と3カ月出させていただいたが、それは4つのブースとも新潟県内の市町村ということで、そこの市町村の食材をテーマにして出したということになっている。
- 河村 幸雄 わかった。
- 三田 敏秋 69P、自治振興課にお尋ねする。集落支援というようなことで、いずれも拡充ということで集落支援のほうにということであれだけれども、目指すものはある程度あれなのだけれども、ここにもるる予算計上されているけれども、具体的に何を狙いとして、ここにも主要事業の説明のところにも地域の諸課題を解決、活性化を図るということであるけれども、より具体的に集落とのかかわりの中でどのような成果を上げていくのか、ちょっと教えてくれ。
- 自治振興課長 集落支援員のモデル導入である。こちらのほう、荒川地区と神林地区に2名新年度に予定している。それぞれ担当地域の中に入っていただきて、まず集落の現状や課題を調べていただき、そしてその集落の方々と住民同士と、必要に応じては行政も加わって話し合いを促進していく。そして、その話し合いを通して地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策、課題解決であったり、そういったことを協働で推し進めていったり、そういったことを順次モデル的にやっていただく予定にしている。そんな検証を重ねながら、よりよい方向性というのをまた導いて、また他の地域に波及させていきたいなと考えている。
- 三田 敏秋 各地域の諸課題に対処するためということであるけれども、諸課題というのはある程度見えているわけだ。その解決の方策がいわゆる人口減少という大きな難題に直面して、その解決がなかなか図られないということが一番の大きなあれなのだと思うのだけれども、私的にはしっかりした方々が配置されているということは承知している。ゆえに、そのまあまあ行政とのつなぎ役だということなのだろうけれども、具体的な解決方法というのは、なかなかその集落支援員の方々にしても難題だとは思う。その辺を行政でどうサポートしてその解決策を見出していくのか。こういうことで解決を図るということはないのだろうけれども、その辺のやっぱり担当課としての戦略をあつたら教えてくれ。
- 自治振興課長 やはり集落支援員さん1人頑張って解決できる問題はない。行政と地域と集落支援

員さんと3者一体となって、地域おこし協力隊も同じだけれども、その中でやはり小さな課題解決であっても、どんどん積み上げていくことによって地域がより一層、大きな課題解決は、本当におっしゃるとおり非常に難しいとは思う。そういう小さな課題解決をまず積み重ねていくことが大切ではないかと担当課では考えている。

三田 敏秋 ぜひその人たちを積極的に、なかなか活動が困難だと思うので、サポートして、しっかりとやっぱりやっていただきたいとご期待申し上げる。あともう一点いいか。これも、同じようなあれで前年度からずっと拡充で、今年度は8名を増員するということでの主要事業のところでもこの地域おこし協力隊、これ8名を増員してやるということで、この主要事業の説明のところでも羽越しな布、シェアハウス、畑のワサビ栽培加工、グリーンツーリズムコーディネーター等、専門職を配置していくわゆるその地域の活性化を目指しているやに見受けるけれども、そのことが1つでも2つ、まあまあみんな成功するのが常識的なのだけれども、一つのきっかけになって成功するというのは、非常に重要なことだと思うのだけれども、要はその専門職のような人を配置するわけか。その技術継承を一からやらせるのではなくて、そのもののプロを募集するわけか。

自治振興課長 地域おこし協力隊の募集については、やはり最近非常に現実的に厳しい状況である。なかなか応募が集まらないという状況あって、そういう専門職を募集するのは、非常にちょっとハードルが高い。それで、できるだけいい人材を募集したいということで、平成29年度から都岐沙羅のほうに募集事務を委託している。そんな中で、よりよい人材を求めて募集活動をしている。それで、当然応募された方は専門の方ではない。やはり来ていただいて、自分の今までのスキルを生かしながらその業務についていろいろ勉強してもらいながら業務をこなしていってもらうというスタンスである。

三田 敏秋 この隊員報酬についてなのだけれども、非常にその地域へ来てそういうことにいわゆるやっていただくには、報酬が低いやに思えるのだけれども、これは国のほうで隊員の報酬というのは定められているものなのか。

自治振興課長 こちらについては、当市の非常勤特別職ということで、当市のほうで月額を定めている。ちなみに、18万3,200円である。

三田 敏秋 これは、では村上市独自で決めているということでいいわけか。
自治振興課長 そのとおりである。

三田 敏秋 これは、国の補助事業が入っているよね。100%だったか。
自治振興課長 いわゆる地域おこし協力隊が450万円、集落支援員が350万円の特別交付税。特別交付税が財源としてつく。

三田 敏秋 これ副市長あれば、もう私これだけの仕事をしてもらうにはちょっと安価だなというような気がするけれども、副市長の所見はどう考えるか。

副 市 長 地域おこし協力隊の皆さん方には、確かに専門的なものを持ち合わせているかといえば決してそうではないのだけれども、いわゆる地域外から来ているんなその人脈だとか、それまで培われたいろんなノウハウがあるので、それを生かしていただきながら地域を活性化していただくという、そんな役割を担っていただいている。おっしゃるように、それに対しての報酬が十分かと言われれば、必ずしもそうではないのだけれども、ただ住居、それから移動のための車だとか、あるいは事務用品、パソコンなどは市のほうから貸与しているので、そういうことを含めれば、まあま

あ今のところ十分ではないにしても、何とか頑張っていただけるのではないかなどというふうに思う。ただししかし、隊員の方々の別な要望等があるのであれば、担当課と相談しながらまた検討していきたいというふうに思う。

三田 敏秋 副市長、これ育った人を頼むのか、育てるのか、この地域に根差してもらうというのが原則なのだろうし、この辺は担当課だけではなくて、副市長なんかもそういうところには長けていると思うので、十分目配りして、やっぱりフォローしてやるような考え方でぜひ進めていただきたいと思う。最後に。

副 市 長 承知いたしました。それぞれ地域に溶け込んで頑張っていただいているので、私のほうからもいろいろ配慮しながら努めていきたいと思う。ありがとうございます。

三田 敏秋 終わる。

自治振興課長 先ほど財源について、地域おこし協力隊450万円と私のほうでお話しさせていただいたのだが、400万円の間違いである。訂正いたします。済みません。

河村 幸雄 同じく、地域おこし協力隊だけれども、地方移住を目指し、若者の受け皿として定着しつつある地域おこし協力隊ではあると思うけれども、新潟県においても百何十名いるかと思う。そういう意味での目的である定住率というのか、その辺はどのような形になっているか。

自治振興課長 総務省のほうの調査では、今6割が定住につながっている。

河村 幸雄 わかった。また、3年間の任期を終えて将来的にはここで起業したいという、その起業に対しての行政側の指導というか、そういうような、3年目になったからこういうような形で勉強しようとか、何かやっぱりそういう形で対応するわけか。

自治振興課長 もちろんこちらのほうからの支援もあるし、あと財政的な支援も起業のための支援として100万円というものがある。

河村 幸雄 あと、では隊員が1年、1年務めてきたその実績、発表の場とかというのはやっぱりあるのか。そういうような機会というのはあるのか。

自治振興課長 それぞれ地域だったり、いろんな会で協力隊が呼ばれて活動を発表したり、あと広報等でも協力隊の活動を広報したりしている。あと、ホームページのほうに隊員が自分の活動をそれぞれアップしているので、ごらんいただければありがたいが。

河村 幸雄 ありがとうございました。

佐藤 重陽 同じ中であるけれども、67Pの最近出なくなったからあれなのだけれども、百姓やってみ隊運営業務委託料252万円あるけれども、どうも今の質問聞いていてもわかるように、非常に地域おこし協力隊の陰に隠れてしまって、何か百姓やってみ隊が影薄くなってきたような気がしないでもないが・・・

(「済みません、葛籠山で火災で入っているので、消防長・・・」と呼ぶ者あり)

鈴木分科会長 消防長、火災が入っているそうだ、葛籠山。

(何事か呼ぶ者あり)

分科会長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

(午後3時45分)

分科会長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

(午後3時46分)

自治振興課長 百姓やってみ隊であるが、非常に当市が実施している事業の中で今注目されている

が、関係人口をつくる非常にすばらしい事業と思っている。今百姓やってみ隊については、山北地区のまちづくり協議会のほうに委託して、まちづくり協議会のメンバーが中心になってこの事業を実施していただいている。参加者については、主に新大の学生等多くて、確実にリピーターもふえている。人数的にはそんなに多い人數ではないが、着実に学生を通じて、もっとも大学の先生も応募に後押ししてくれていると思うが、そんなことで非常に毎年実績を上げていると担当課では考えている。

佐藤 重陽

いや、それだと非常にありがたいのだけれども、なかなか最近本当にこれに限らないけれども、どうもまちおこし的なところは地域おこし協力隊の影の中に、活動の中に埋もれているような気がしないでもないので、そういうところ側面的な支援はしてあげないといけないのか。非常にこのまち、百姓やってみ隊という話題を、一つの市の事業としては山北地区で継続してきたものだけれども、一つの市の話題提供でもあるまちおこし事業の一つだったから、やっぱり極力それが継続されるようなことであれば、そんないいことないと思うので。以上だ。

[委員外議員]

本間 善和

71Pの自治振興課長にだけ、地域おこし協力隊の起業支援補助金という100万円上がっていると思うのだけれども、この事業たしかことし初めてなのか、ちょっとそこから。

自治振興課長

こちら平成30年度新規事業である。

本間 善和

そうだよね。それで、私も3年間いて帰られてしまうと非常にもったいないということで、継続していただきたいということで、一般質問でもちょっとお話ししたことあるのだけれども、何か目指す人がいるのか。言われなければそれで結構なのだけれども、目指す人がいてこういうふうに予算を上げたということなのか。

自治振興課長

平成30年度実際にこちら補助金を計上しているのは、朝日地区に1名該当する方がいる。その方のために今回100万円計上させていただいたものである。

本間 善和

それで結構だ。ありがとうございます。

竹内喜代嗣

63Pに出てくる各支所の緊急対応経費の件なのだが、この仕組みなのだが、自由に裁量で使えるお金、そんな無駄遣いするはずないので、予備費的な流用も含めてもうちょっと金額を増して、予算だと必ず使い切るみたいのがあるのだけれども、そういう自由な使い方できるような考え方というのは今後とれないものか。1人ずつ一々聞きたいけれども、時間かかるから代表して総務課長にお願いしたい。副市長でもいい、1人ずつ聞きたいのだけれども。

総務 課長

このお金については、いろいろ区長会のほうからも要望があって、500万円にしてくれとかいろいろ要望がある。やはり私ども支所長会議ということで年二、三回予定しており、開催していろんなご意見を集約してまいったのだが、なかなかでは100万円だからいいとか500万円だからいいとかというものではなくて、逆にあることによって非常に支所長が各所管課、本課であれば建設課とかいう中からやりづらい面があるので、今本庁と支所については非常にいい関係なのだろうなというふうに思っているので、この50万円がベストかどうかについては、また支所長と間で話し合いたいと思うが、今のところは50万円で落ちついている状態である。

第9款 消防費

(質 疑)

- 木村 貞雄 先ほど説明した165Pの真ん中あたりだけれども、消防庁舎管理経費の中の駐車場といふようなことで説明あったのだけれども、これは600平方メートルは全部この駐車場に関してのあれか、購入費か。
- 消防長 その600平方メートルの中で、駐車場プラス職員または私どもにおいていただく方の専用の出入り口を設置したいと、そのように考えているものである。
- 木村 貞雄 ちなみに、600平方メートルで割ると3万2,000円近くになるか、平方メートル。それではよろしいか。
- 消防長 そのとおりである。3万1,600円だ。
- 木村 貞雄 それではもう一つ、169Pの2番の非常備消防施設経費の中の工事請負費の話なのだけれども、その中で防火水槽撤去申請というの、ほか5工事も入っているけれども、その防火水槽の関係でお聞きするけれども、田端町と名割の関係で、場所は決まっていると思うのだけれども、その場所については道路のあたりだと思うのだけれども、どんなものなのか、場所は。
- 消防長 田端町地内については、市道の脇になっている。JAさんのちょうど向かいと言えばいいのか、JRの線路との間になる。名割のほうについては、児童公園のプールであったところをプール取り壊して防火水槽をそちらに入れるということで考えている。
- 木村 貞雄 その中の消雪取水施設改造工事の件でお伺いするけれども、村上地区6カ所と言つたけれども、その辺については6カ所はどの辺なのか。
- 消防長 この村上地区の中の準防火地域、ちょうど本当の町屋が並んでいる地域になるわけであるけれども、そのあたりで周りを囲むような形で6カ所今回予定させていただいたものである。
- 木村 貞雄 それで、場所にもよると思うのだけれども、1カ所あたりどのぐらいの施設の経費かかるのか。
- 消防長 1カ所90万円、それに消費税というようなことで一応今回計上させていただいている。また、その井戸のほうの形状によっては、若干ずれてくる部分が出てくる可能性はある。
- 木村 貞雄 終わる。

[委員外議員]

- 本間 善和 今の質問で関連なのだが、県の14カ所と言ったのだけれども、県の14カ所もちろんこれ村上町並みの中という格好で考えてよろしいのか。
- 消防長 県道の移動である。本当にそれについても、この町なかのほうを囲むような形で配置されている。また、この14カ所は要望している段階であって、何基設置いただけたというのは、まだ実はご返事いただけないわけであって、県のほうもやはり平成30年度予算ということになるので、私ども要望した数でいろいろな部品等今回計上させていただいているものである。
- 本間 善和 それからもう一点、ちょっと申しわけない。合わせると20カ所という格好で、非常に私もありますがたく思っているけれども、この使用というのは非常備消防でも消防団でも常備消防でも、どちらでもオーケーということだよね、使うのは。
- 消防長 大規模災害ということになるので、最初出動したときには、私ども常備のほうでいろいろ対応する部分もある。冬場の消雪パイプで使っているときは、電気関係問題

ないのであるけれども、夏場の使っていない時期に関しては、どうしても臨時電力という取り扱いで東北電力との連絡等とっていくような、そういう状況になるので、そういったことで井戸から揚げるような状態にして、その後私どもあるいは消防団どちらでも使っていけるというような形になると思っている。

本間 善和 わかった。了解だ。

第12款 公債費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条、第2表 債務負担行為

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条、第3表 地方債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4条 一時借入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5条 歳出予算の流用

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

○総務課、財政課、政策推進課、自治振興課、会計管理者、選管・監査事務局、議会事務局、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所及び消防本部所管分の質疑を終わる。

分科会長（鈴木いせ子君）散会を宣する。

(午後4時00分)